

# 税源移譲による所得変動の経過措置 ～住民税の課税について～

平成19年度から、地方分権を進めるため国から地方へ税金が移し替えられています。これを税源移譲といいます。

多くの方は、平成19年度の市・県民税（平成18年分の所得）の負担が増え、平成19年分の所得税の負担を下げること、基本的に税源移譲前と税の負担が変わらないよう調整を図るという措置が設けられました。

しかし、平成19年分の所得が大幅に減り、所得税がかからない場合、所得税との調整ができず、市・県民税の負担ばかりが増えてしまうこととなります。

この負担額を調整するため、平成19年度の市・県民税を、税源移譲前の税額まで減額し、この経過措置に該当する場合、納めていただいた市・県民税の税額から負担が増えた分を還付することになりました。



**還付を受けるには申告が必要です！**

**【対象者】**

平成18年分は、所得税の課税があり、平成19年分は所得税の課税が無い方で、平成19年1月1日時点、うるま市に住所のあった方。

**【手続きの方法】**

「市町村民税・道府県民税減額申告書」を該当市町村に提出してください。

※うるま市で、この経過措置に該当する方には、6月中旬頃、申告書を送りする予定です。

**【申告期間】**

平成20年7月1日（火）～31日（木）

**【申告場所】**

市民税課（受付は本庁のみです。）

※次の方には適用されません。

- ①平成19年中に亡くなった方。
- ②海外へ転出し、平成20年1月1日現在、国内に居住していない方。
- ③平成19年度の市・県民税の税額が、均等割額のみの方。

**市民税課**

お問い合わせ先

☎973-5382

## 納税通知書の金融機関取扱期限について

平成19年度までは納期限が過ぎた納付書を持参し各金融機関（各支店・支所・出張所）にて納付しようとすると取扱期限が過ぎているという理由から受取してもらえませんでした。平成20年度から当初納付書に限り（督促状・再発行納付書・納税催告書は現状どおり取扱できません）各納期限後19日間は受取可能となりました。ただし金融機関取扱期限は本来の納期限ではないため、金融機関取扱期限内に納付をした場合でも督促状が送付される場合がありますので納付は納期限内に行うようお願いします。詳しくは下記取扱期限をご確認ください。

| 税目    | 期別 | 納期限         | 金融機関取扱期限    | 督促状発送日      | 口座振替日       |
|-------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 固定資産税 | 1期 | 平成20年4月30日  | 平成20年5月19日  | 平成20年5月20日  | 平成20年4月30日  |
|       | 2期 | 平成20年7月31日  | 平成20年8月19日  | 平成20年8月20日  | 平成20年7月31日  |
|       | 3期 | 平成20年12月25日 | 平成21年1月13日  | 平成21年1月14日  | 平成20年12月25日 |
|       | 4期 | 平成21年3月2日   | 平成21年3月18日  | 平成21年3月19日  | 平成21年3月2日   |
| 市県民税  | 1期 | 平成20年6月30日  | 平成20年7月17日  | 平成20年7月18日  | 平成20年6月30日  |
|       | 2期 | 平成20年9月1日   | 平成20年9月18日  | 平成20年9月19日  | 平成20年9月1日   |
|       | 3期 | 平成20年10月31日 | 平成20年11月19日 | 平成20年11月20日 | 平成20年10月31日 |
|       | 4期 | 平成21年2月2日   | 平成21年2月19日  | 平成21年2月20日  | 平成21年2月2日   |
| 軽自動車税 | 1期 | 平成20年6月2日   | 平成20年6月19日  | 平成20年6月20日  | 平成20年6月2日   |

6月は市県民税第1期の納期となっています。  
納税は納期限内にお願いします。  
お仕事でお忙しい方には、安心・安全・便利な口座振替をおすすめ致します。